令和4年度 いろは日本語学校 自己点検・評価 報告書

「日本語教育機関の告示基準」(以下、告示基準という)第1条第1項第18条に基づき、 福岡日本語学校では自己点検・評価を行い、その結果を公表する。

1. 評価対象期間

令和4年4月1日より令和4年5月31日

2. 評価基準

A:「達成されている」若しくは「適合している」項目

B:「一部未達成」であるが1年をめどに達成あるいは適合が確実な項目

C:「未達成」あるいは「適合していない」項目

3. 評価項目の達成及び取組状況

(1) 理念・教育目標

1.1	教育理念	Δ
	自立し自律する個人の育成	A
1.2	教育目標	
	本校では、学習者に対し日本語教育を通じて文化、慣習理解を浸透	A
	させ、異文化との相互理解を図ることをもって国際交流の発展、世	
	界平和に寄与することを目的とする。	
1.3	育成する人材像	
	日本語を理解し、考え、伝えることを習得するとともに、自己と異	A
	なる認識や思想構造の存在を認知し、相互理解に至ることで信頼関	
	係を構築できる「国際社会で生きる力」を身に付けた人材を育成す	
	る。	
1.4	理念、教育目標が社会の要請に合致していることを確認している。	A
1.5	理念、教育目標及び育成する人材像が教職員及び学習者に周知され	A
	ている。	A

*達成状況、課題、改善計画等

設置者グループ校の一員として、その教育理念にのっとり、高等教育機関や企業の求める人材輩 出のために教育目標を定めている。

教職員および学生への周知は入学説明会をはじめ定期的なオリエンテーション、職員研修において通じて実施されている。

(2) 学校運営

2.1	日本語教育機関の告示基準に適合している。	В
-----	----------------------	---

2.2	短期及び中長期の運営方針と経営目標が明確化され、教職員に周知 されている。	A
2.3	管理運営の諸規定が整備され、規定に基づいた運営が行われている。	A
2.4	意思決定が組織的に行われ、かつ、効率的に機能している。	A
2.5	予算編成が適切に行われ、かつ、共有化する仕組みがある。	A
2.6	外部からの情報収集が効率的に行われ、かつ、共有する仕組みがある。	A
2.7	学習者、入学希望者及び経費支弁者に対して、理解できる言語で情報提供を行っている。	A
2.8	授業や運営に関する学生からの相談、苦情等の担当者が特定され、 適切に対処している。	A
2.9	業務の見直しや効率的な運営の検討が定期的かつ、組織的に行われている。	A

いろは日本語学校では 2015 年に法務省告示を受け、2018 年に新告示基準への適合が認められ、 現在まで告示基準に適合した運営を行っているが、2022 年度においては、新型コロナウイルス感 染症の影響を受け、入国を待機していた学生が一時期に入学したことで適合できない項目が生じ た。これらの不適合項目は 1 年を目途に適合が可能であり直ちに是正を行う。

(3) 教育活動の計画

3.1	理念・教育目標に合致したコースを設定している。	A
3.2	教育目標達成に向けたカリキュラムを体系的に編成している。	A
3.3	国内、又は国際的に認知されている熟達度の枠組みを参考にしてレ	Δ
	ベル設定をしている。	A
3.4	教育目標に合致した教材を選定している。	A
3.5	補助教材、生教材を使用する場合、出典を明らかにするとともに著	4
	作権法に留意している。	A
3.6	教育内容及び教育方法について教員間で共通理解が得られている。	A
3.7	教員の能力、経験等を勘案し、適切な教員配置をしている。	A

*達成状況、課題、改善計画等

月一回の職員会議、三カ月ごとの講師会などを中心に、コース、クラス、カリキュラム、熟達レベル、教材確認を行っている。また各種法令とその遵守についても同会議により理解を共有している。教職員には(目標管理 PDCA シート)によって能力経験を考慮し適切な配置をしている。

(4) 教育活動の実施

4.1	授業開始までに学習者の日本語能力を試験等により判定し、適切な	A
	クラス編成を行っている。	Α
4.2	教員に対して、担当するクラスの学生の学習目的、編成試験の結果、	Δ
	学習歴その他指導に必要な情報を伝達している。	A
4.3	開示されたシラバスによって授業を行っている。	A
4.4	授業記録簿及び出席簿を備え、正確に記録している。	A
4.5	理解度・到達度の確認を実施期間中に適切に行っている。	A
4.6	学習者の自己評価を把握している。	A
4.7	個別学習指導等の学習支援担当者が特定され、適切な指導・支援を	Λ
	行っている。	A
4.8	特定の支援を必要とする学習者に対して、その分野の専門家の助言	Δ.
	を受けている。	A

入学前、入学時のレベルチェックテスト、三カ月ごとの定期試験を実施し適正なクラス編成及び 理解・到達度の確認を行い、その結果を教職員が共有している。また、クラス単位の担任制によ り学習支援を行い、教務主任がシラバスに準じて授業進度を確認している。また、授業記録、出 席・成績、指導履歴を記録し、年二回の学習者アンケートを行い、支援の必要性が生じた場合に は適切な専門家の助言を受けている。

(5) 成績判定と授業評価

5.1	判定基準及び判定方法が明確に定められ、適切に行われている。ま	4
	た、判定方法と判定基準を開示している。	A
5.2	成績判定結果を的確に学習者に伝えている。	A
5.3	判定基準及び判定方法の妥当性を定期的に検証している。	A
5.4	授業評価を定期的に実施している。	A
5.5	評価体制、評価方法及び評価基準が適切である。	A
5.6	学習者による授業評価を定期的に実施している。	A
5.7	授業評価の結果が教育内容や方法の改善、教員の教育能力向上等の	4
	取り組みに反映されている。	A

*達成状況、課題、改善計画等

成績判定においては、定期試験結果を総合し、職員会議において定められた基準によって適切に 行われている。学習者には成績表にて通知している。また、学習者アンケートを実施し、職員会 議、講師会でのフィードバックにより適切に運営し、教育内容や方法の改善、教員の教育能力向 上の取り組みに反映している。

(6) 教育活動を担う教職員

6.1	校長、主任教員、専任教員及び非常勤教員の職務内容及び責任と権	Δ.
	限を明確に定めている。	A

6.2	教育目標達成に必要な教員の知識、能力及び資質を明示している。	A
6.3	教員及び職員の採用方法及び雇用条件を明文化している。	A
6.4	教員及び職員の研修等により教育の質及び支援強化のための取り組	4
	みをしている。	A
6.5	教育機関としての信頼を高めるため、倫理観、振る舞い、ハラスメ	4
	ント防止等に関する研修を行っている。	A
6.6	教員及び職員の評価を適切に行っている。	A

設置者において顧問契約する社会保険労務士の助言を受け、就業、服務、ハラスメント等の諸法規に基づき、必要な人選および配置を行っている。また、職員会議・講師会において周知・指導を行っている。各役職においては責任権限表を作成し、就業規則、業務分掌表にて明確に定めている。教育目標達成に必要な教員の知識、能力及び資質についても、目標管理 PDCA シートによって評価を実施し、採用方法及び雇用条件についても諸規定および契約書で明文化されている。

(7) 教育成果

7.1	入学から修了・卒業までの学習成績を記録、保管し、適正に管理している。	A
7.2	修了・卒業の判定を適切に行っている。	A
7.3	日本留学試験・日本語能力試験等の外部試験の結果を把握している。	A
7.4	卒業または修了後の進路を把握している。	A
7.5	卒業者及び修了者の状況を把握するための取り組みを行い、進学先、	Δ.
	就職等での状況や社会的評価を把握している。	A

*達成状況、課題、改善計画等

入学から修了・卒業までの学習成績を記録、保管し、適正に管理している。

修了・卒業判定は基準を作成の上、査定会議によって適切に行っている。外部試験結果について も全受験者の結果をスキャンデータにて自社サーバー内で保管している。卒業及び終了時の進路 を把握し卒業後の状況についても進学・就職先に状況の報告を依頼するとともに卒業・修了者へ の聞き取り調査を継続的に行い、その社会的評価を把握している。

(8) 学生支援

8.1	学生支援計画を策定し、支援体制を整備している。	A
8.2	生活指導責任者が特定され、その職務内容及び責任と権限を明確に	
	定めている。担当者が複数名の場合は、責任者が特定され、それぞ	A
	れの責任と権限を明確化している。また、これらの者を学生及び教	
	職員に周知している。	
8.3	日本社会を理解し、適応するための取組を行っている。	A

8.4	留学生活に関するオリエンテーションを入学直後に実施し、また、	A
	在籍者全員を対象に定期的に実施している。	A
8.5	住居支援を行っている。	A
8.6	アルバイトに関する指導及び支援を行っている。	A
8.7	健康、衛生面について指導する体制を整えている。	A
8.8	対象となる学習者全員が国民健康保険に加入し併せて留学生保険に	4
	加入している。	A
8.9	重篤な疾病や傷害のあった場合の対応及び感染症発生時の措置を定	Δ
	めている。	A
8.10	交通事故等の相談体制を整備している。	A
8.11	危機管理体制を整備している。	A
8.12	火災、地震、台風等の自然災害発生時の避難方法、避難経路、避難	4
	場所を定め、避難訓練を定期的に実施している。	A
8.13	気象警報発令時の措置を定め、教職員及び学生に周知している。	A

設置者は7名の外国人職員を採用し、各国の言語で入学後オリエンテーションを行っている。オリエンテーションは入学直後、長期休暇前に定期実施し、必要に応じて随時行っている。生活指導担当職員は、国別担当制となっており、各担当者の携帯端末にて長期休暇中や夜間緊急案件にも対応できる体制を整えている。重篤な傷病においても国別担当者が家族とも情報共有しながら対処している。

(9) 進路に関する支援

9.1	進路指導担当者を特定している。	A
9.2	学習者の希望する進路を把握している。	A
9.3	進学、就職等の進路に関する最新の資料が備えられ、学習者が閲覧 できる状態にある。	A
9.4	入学時からの一貫した進路指導を行っている。	A

*達成状況、課題、改善計画等

職員会議、講師会において進路指導担当者および進路指導方針の協議周知を行っている。また、 入学時から一貫して定期的な進路調査面談を行い、学生の希望進路を把握している。進学、就職 等の進路に関する最新の資料は図書室、職員室に備えており、学習者が自由に閲覧できる環境に ある。

(10) 入国・在留に関する指導及び支援

10.1	入管事務担当者を特定し、その職務内容及び責任と権限を計画に定	Δ
	めている。	A
10.2	担当者は研修受講等により、最新かつ適切な情報取得を継続的に行	Δ
	っている。	A

10.3	入国管理局により認められた申請取次者を配置している。	
10.4	入管法上の留意点について学習者への伝達、指導等を定期的に行っ	
	ている。	A
10.5	在留に関する学習者の最新情報を正確に把握している。	A
10.6	在留上、問題のある学習者への個別指導を行っている。	A
10.7	不法残留者、資格外活動違反者、犯罪関与者等を発生させないため	Δ.
	の取組みを継続的に行っている。	A
10.8	過去3年間、不法残留者、資格外活動違反者及び犯罪関与者を発生	D
	させていない。	В

入管事務担当者は、申請等取次研修会を受講し申請取次者としての資格を有している。入管事務 担当者の指揮下において定期または臨時のオリエンテーションで学習者に入管法の留意点を各国 担当者が通訳して伝達・指導している。在留に関する情報は、社内サーバー内にデータベース化 されており、教職員が閲覧可能となっている。在留に問題が生じた学習者とはクラス担任と各国 担当者が同席しての個別面談を行い、指導記録を残している。2022 年度における対象在籍者数に 対する問題発生率は1%以下である。

(11) 教育環境

11.1	教室内は、十分な照度があり、換気がなされているとともに、語学	В
	教育を行うのに必要な遮音性が確保されている。	Б
11.2	授業時間外に自習できる部屋を確保している。	A
11.3	教育内容及び学生数に応じた図書やメディアが整備され、常時利用	A
	可能である。	A
11.4	視聴覚教材や IT を利用した授業が可能な設備や教育用機器を整備	Λ
	している。	A
11.5	教員及び職員の執務に必要なスペースを確保している。	A
11.6	同時に授業を受ける学習者数に応じた数のトイレを設置している。	A
11.7	法令上必要な設備を備えている。	A
11.8	廊下、階段等は、緊急時に危険のない形状である。	A
11.9	バリアフリー対策を施している。	A

*達成状況、課題、改善計画等

2017年に現校舎に移転し、告示基準に適合する教室を4室、その他図書室、教員室、事務室、保健室等を確保している。遮音性について天井裏界壁が構造上設置できない部分があるが、運営上の支障は生じていない。全教室がインターネット接続環境下にあり、音響設備、視聴覚設備を備えている。各種法令に準拠しておりバリアフリーとなっている。

(12) 入学者の応募と選考

12.1	理念・目標に沿った学習者の受入方針を定め、年間募集計画を策定	
12.1		A
	している。	
12.2	機関に所属する職員が入学希望者に対して情報提供や入学相談を行	Α
	っている。	А
12.3	教育内容、教育成果を含む最新、かつ、正確な情報提供、求める学	
	生像及び応募資格と条件が入学希望者の理解できる言語で開示され	A
	ている。	
12.4	海外の募集代理人に最新、かつ、正確な情報提供を行うとともに、	٨
	その募集活動が的確に行われていることを把握している。	A
12.5	入学選考基準及び方法が明確化され、適切な体制で入学選抜を行っ	Δ.
	ている。	A
12.6	学生情報を正確に把握し、提出された根拠資料等により確認を行っ	
	ている。不法残留者を多く発生させている国からの入学希望者につ	A
	いては、学校関係者(職員等)が面接などの調査を行うよう努めて	
	いる。	
12.7	入学希望者の学習能力、勉学意欲、日本語能力等を確認するととも	
	に受入れるコースの教育内容が志願者の学習ニーズと合致している	A
	ことを確認している。	
12.8	選考料、入学金、授業料、その他納付金の納付時期、並びに学費以	٨
	外に入学後も必要になる費用が明示されている。	A
12.9	関係諸法令に基づいた学費返還規定が定められ、公開されている。	A

募集計画は担当者会議で協議され、決定した募集人数で募集を行っている。入学希望者の中から書類選考、日本語・基礎学力調査、面接により入学者を決定している。面接および調査は担当職員が現地にて実施することとしているが、諸事情で適わない場合においてはオンラインにて実施している。

(13) 財務

13.1	財務状況は中長期的に安定している。	A
13.2	予算・収支計画の有効性及び妥当性が保たれている。	A
13.3	適正な会計監査が実施されている。	A

*達成状況、課題、改善計画等

2020年度、2021年度においてコロナ禍の影響を受けたため、中長期の経営計画に影響を及ぼしたが、自己資本は充実している。借入金についてもコロナ禍における政府の緊急融資を除き、固定資産取得に付随するものであり、収支計画は妥当かつ中長期的に安定した財務状況となっている。また、設置者が顧問契約する税理士により月次、年次の会計監査が行われている。

(14) 法令遵守

14.1	法令遵守に関する担当者を特定している。	
14.2	教職員のコンプライアンス意識を高めるための取組みを行ってい る。	A
14.3	個人情報保護のための対策をとっている。	A
14.4	入国管理局、関係官庁への届出、報告を遅滞なく行っている。	A

設置者において系列校ごとに IS029990、29991 に準拠したマネジメントシステムを運用し、法令遵 守及びコンプライアンス意識の啓発を行っている。設立よりこれまでに法令違反の不祥事は生じて いない。入管庁への届出についても、適切に実施している。

(15) 地域貢献・社会貢献

15.1	日本語教育機関の資源・施設を利用した社会貢献・地域貢献を行っている。	A
15.2	学生ボランティア活動への支援を行っている。	A
15.3	公開講座等を実施している。	В

*達成状況、課題、改善計画等

校舎は、週末・長期休暇等の遊休時期に全養協日本語教師検定試験の試験会場として利用するとともに、入居する「はかた近代ビル」の理事会会場として利用されている。また、「福岡よかとぴあ国際交流財団」主催事業に積極的な参加を行っている。その他、公開講座については、2020年度以降、コロナ禍の影響を受け開催ができていない。

課程修了者の日本語能力習得状況等

作成年月日: 2023年 6月 19日

日本語教育機関名: いろは日本語学校 設置者名: 株式会社福岡日本語学校

課程修了者の日本語能力習得状況等	
第44号:大学等への進学者、入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格(外交・公用及び技能実習を除く。)への変更を許可された者及び「日本語教育の参照枠」のA2相当以上と認められる者の合計が、課程修了の認定を受けた者の7割以上	0

基準該当者割合 ②÷(①+③)	100.0%
課程修了者数(※1、※2)①	23
基準該当者合計数 (実人数) ②	27

左記「基準該当者合計数		
(実人数)」のうち退学者数 4 (44号ただし書き) ③	(実人数)」のうち退学者数	4

※2 各年度の課程修了の認定を受けた者が、その修了日までに入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格(外交、公用及び技能実習を除く。)への在留資格変更許可申請をした場合において、当該申請に対する処分が、この号に基づく地方出入国在留管理局への報告までになされないときは、当該者を分母となる課程修了認定者の数に該当する者として加える必要はない。

基準該当者の各内訳		進学2年 コース	進学1年9ヶ月 コース	進学1年6ヶ月 コース	進学1年3ヶ月 コース
※該当する要件が二以上ある生徒は、a~cのそれぞれに計上可。ただし、「基準該当者合計数(上記②)」は実人数を算出する必要があるため、当該生徒について	a. 大学等への進学者の数 ※我が国での進学に限り、非正 規生は除く。	10	2	3	
複を除き、一人として扱うこと。	b. 入管法別表第一の一の表若しくは二の表の上欄の在留資格(外交、公用及び技能実習を除く。)への変更を許可された者の数	7	4	1	
	c.「日本語教育の参照枠」の A2相当以上のレベルである ことが試験その他の評価方 法により証明されている者の 数 ※法務省HPに掲載された試 験又は日本留学試験に限る。	13	4	3	

※「日本語教育の参照枠」のA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明されている者(C)については、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上のレベルであることを証明するための書類(試験の合格証等)の写しを本報告書と併せて提出すること。

基準該当者合計数(②)及び内訳(a~cのそれぞれの合計)の公表の方法

本校ホームページ上にて公表

^{※1} 退学者は含めない。

2023年 4月 1日現在

1. 機関概要

いろは日本語学校 機関名:

所在地: 福岡県福岡市博多駅東1-1-33はかた近代ビル8F 永田大樹 代表者名:

設置校URL: www.fukuokaschool.com 校長名: 永田大樹 電話番号: 092-477-2393 副校長名: 前田慶子

E-Mail: fjls@fukuokaschool.com 主任教員名: 前田慶子

設置者名: 株式会社福岡日本語学校 教 員 数: 12人(専任5人) ※校長が教員を兼ねる場合は、校長を含む。

設置者種別: 株式会社 収容定員(変更報告年月日): 150人(2018年4月1日)

法務省告示認定

在籍者数(在留資格「留学」の生徒): 84人 (78人) 2015年4月 年月:

選定結果: 3年連続適正校

2. 名称の基準適合性(告示基準第1条第1項第1号関係)

学則	基準適合性
学校の名称として,告示されたものを正しく使用しているか。(第1条第1項第1号)	0

3. 学則の基準適合性(告示基準第1条第1項第2号関係)

学則	基準適合性	変更報告年月日
学則が基準に適合しているか。(第1条第1項第2号)	0	2022年12月26日

4. 設置代表者,校長,主任教員の基準適合性(告示基準第1条第1項第3号,第4号,第5号,第10号,第15号,第17号関係)

設置代表者・校長・主任教員	基準適合性	変更報告年月日	
設置代表者が基準に適合しているか。(第1条第1項第3号,第4号,第5号)	0	変更なし	
設置者が日本語教育機関以外の事業を行っている場合,当該事業について記載。(第1条第1項第5号)	なし		
校長が基準に適合しているか。(第1条第1項第10号,第17号)	0	変更なし	
主任教員が基準に適合しているか。(第1条第1項第15号,第17号)	0	2016年10月1日	

5. 教員等の基準適合性(告示基準第1条第1項第11号, 12号, 13号, 第14号, 第17号関係)

教員	基準適合性
教員が基準に適合しているか。(第1条第1項第13号,第17号)	0
教員数及び専任教員数が基準に適合しているか。(第1条第1項第11号,第12号)	0
教員の1週間当たりの授業担当時間数が基準に適合しているか。(第1条第1項第14号)	0
事務局の事務を統括する職員が,欠格事由に該当していないか(第1条第1項第17号)	0

専任・非常勤の別	在籍教員数	教育に係り		③日本語教 育能力検定 試験合格者 数	④420単位 時間以上 の養修了士以 (学士学位 取得者に 取る)	⑤その他
専任教員	5	1	2	1	1	
非常勤教員	7		1	2	4	
合計	12	1	3	3	5	0

※教員1名につき立証可能な要件いずれか1つに計上すること

※教員の詳細については別紙(様式8-2号)提出

地方出入国在留管理局への教員変更報告:

済

未済 変更なし

(※告示基準第10号,第13号,第14号,第15号,第42号関係)

2023年4月1日

最終教員変更届出日

6. 教育課程と生徒の定員等が基準に適合しているか(告示基準第1条第1項第6号,第7号,第8号,第9号関係)

教育課程、生徒の定員等授業科目	基準適合性
教育課程は告示基準に適合しているか。(第1条第1項第6号)	0
生徒の定員と,同時に授業を受ける生徒数が基準に適合しているか。(第1条第1項第7号,第8号,第9号)	0

	1 里位	7時間	45分											(2023年度)
設置コース				レベル別教	枚育時間 (単	位時間)数				定員数	在籍者数	修業期間の始期	変更報告年月日	コース修了時の日本語
以 屋 コーク	初級1	初級2	中級1	中級2	上級1	上級2	上級3	上級4	級4 合計	足 貝奴	江相 日 奴	沙米州 リッカ州	及史報日午月日	能力の達成目標
進学2年コース	200	200	200	200	200	200	200	120	1,520	60	63	4月	2018年4月1日	CEFR A2相当以上
進学1年9ヶ月コース		200	200	200	200	200	200	130	1,330	40	6	7月	2018年4月1日	CEFR A2相当以上
進学1年6ヶ月コース			200	200	200	200	200	140	1,140	30	7	10月	2018年4月1日	CEFR A2相当以上
進学1年3ヶ月コース				200	200	200	200	150	950	20	2	1月	2018年4月1日	CEFR A2相当以上

※2020年、2021年度の上記各コースへ入学予定であった学生で、コロナによる入国制限措置により入学出来ず、現地に待機していた学生は2022年4月からの入国制限緩和措置に伴い2022年4月期生(進学2年コース)として受け入れ済

7. 課程修了者の日本語能力習得状況等(告示基準第1条第1項第44号関係)

課程修了者の日本語能力習得状況等							
大学等への進学者の数,入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格(外交,公用及び技能実習を除く。)への変更を許可された者の数,CEFRのA2相当以上のレベルの者の数及びこれらの数の合計について,地方出入国在留管理局に報告しているか。							
上記のそれぞれの数及び合計について、公表しているか(公表方法を下記に記載)。							
上記の合計について,当該年度の課程修了の認定を受けた者の7割を下回る場合に,改善方策を地方出入国在留管理局に報告しているか。							
	公表方法 (HPの場合はURLも記載)						
НР	www.fukuokaschool.com						

【告示基準第1条第1項第45号関係】

法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準定期点検報告書

8. 点検・評価(告示基準第1条第1項第18号関係)

点検・評価	基準適合性
教育水準の向上を図り、日本語教育機関の目的を達成するため、活動の状況について自ら点検及び評価を年に1回以上行っているか。(第 1条第1項第18号)	0

	実施年月		点検・評価結果の公表方法 (HPの場合はURLも記載)
自己点検・評価	2023年4月	HP	www.fukuokaschool.com

9. 生活指導(告示基準第1条第1項第16号,第17号関係)

生活指導	基準適合性
生徒の生活指導及び進路指導に関する知識を有する教員又は事務職員の中から,生徒の生活指導及び進路指導を行う者を生活指導担当者として定めた上,適切な生活指導及び進路指導を行うことのできる体制を整えているか。(第1条第1項第16号)	0
全ての生活指導担当者が,欠格事由に該当していないか。(第1条第1項第17号)	0

	本務	兼務
生活指導担当者数	1	2
進路指導担当者数	1	2

10. 施設・設備(告示基準第1条第1項第19号~第29号関係)

施設・設備(校地・校舎,教室等)	基準適合性	変更報告年月日
施設・設備が告示基準に適合しているか。(第1条第1項第19号~29号)	0	2017年4月1日

11. 健康診断(告示基準第1条第1項第30号関係)

健康診断	基準適合性
入学後できるだけ早期に健康診断を行うこととし,以後1年ごとに健康診断を行っているか。(第1条第1項第30号)	0

12. 入学者の募集・選考(告示基準第1条第1項第31号~第34号関係)

入学者の募集	基準適合性	情報提供方法
入学者の募集に当たり,入学希望者に対し,告示基準に定める事項に関する情報の提供を適切な方法により正確かつ確実に行っているか。(第1条第1項第31号)	0	募集要項に記載
入学者の選考	基準適合性	確認・把握方法
入学者の選考に当たり,入学希望者が日本語教育を受ける者として適当と認められること及び経費支弁能力を有することを適切な方法で確認しているか。(第1条第1 項第32号)	0	面接・書類確認・現地調査
入学者の選考に当たり,入学希望者が仲介者等に支払い又は支払うことを約束した金銭の名目及び額を適切な方法により把握していること。(第1条第1項第33号)	0	入学者ヒアリングと仲介機関ヒアリングの突合 仲介機関パンフレットの確認
不適切な仲介業者が関与している場合には,その入学希望者の入学を認めないこととしているか。(第1条第1項第34号)	0	

13. 在籍管理(告示基準第1条第1項第36号~第40号関係)

在籍管理	基準適合性
個々の生徒の単位時間ごとの出欠を正確に把握するための適切な措置を講じているか。(第1条第1項第36号)	0
1か月の出席率が8割を下回った生徒については,1か月の出席率が8割以上になるまで改善のための指導を行っているか。(第1条第1項第37号)	0
生徒の在留期間並びに資格外活動の許可の有無及び内容を把握し,出入国管理法令に違反しないよう適切な助言及び指導を行っているか。(第1条第1項第40号)	0
資格外活動の許可を受けている生徒に対して,当該許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称の届出を求めているか。(第1条第1項第40号)	0

14. 禁止行為(告示基準第1条第1項第41号関係)

入学者の募集	基準適合性
職業安定法上の許可を受けている場合を除き,生徒の在籍中若しくは離籍後の就労又は進学に関し,生徒,就労先の事業者若しくは進学先の教育機関又は仲介者からあっせん又は紹介の対価を得ず,かつ,役員,校長,教員及び職員をしてこれを得させていないか。(第1条第1項第41号)	0

15. 地方出入国在留管理局への報告(告示基準第1条第1項第38号、第39号、第42号、第43号、第46号関係)

地方出入国在留管理局への報告		基準適合性					
	第38号	第39号	第42号	第43号	第46号		
告示基準に基づく地方出入国在留管理局への報告を適切に行っているか。	0	0	0	0	0		

16. 記録等の保存(告示基準第1条第1項第31号, 第33号, 第35~第37号, 第40号, 第45号関係)

記録等の保存	基準適合性						
印象なりかけ	第31号	第33号	第35号	第36号	第37号	第40号	第45号
告示基準に基づき,記録,届出のあった内容又は資料を適切に保存しているか。	0	0	0	0	0	0	0

17. 地方出入国在留管理局への職員への記録等の提示(告示基準第1条第1項第47号関係)

記録等の提示	基準適合性
地方出入国在留管理局の求めがあったときは,第31号,第33号若しくは第35号から第37号までに規定する記録,第40号に規定する届出のあった内容又は第4	0
5号に規定する資料を地方出入国在留管理局の職員に提示しているか。(第1条第1項第47号)	

18. 運営体制(告示基準第1条第1項第48号)

運営体制	基準適合性
日本語教育機関の運営が円滑に行われる体制を有しているか。(第1条第1項第48号)	0

点検結果は上記のとおりで間違いありません。

2023 年 5 月 31 日 機関名 いろは日本語学校 設置代表者名 永田大樹	
--	--